

2019年4月5日

日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」の改正案に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

意見	理由
<p>・デリバティブ取引の時価の算出にあたり、CVA（Credit Valuation Adjustment）、DVA（Debt Valuation Adjustment）について、従来のJICPAの金融商品会計に関する実務指針（第293項）では、重要性があると認められる場合を除いてCVA・DVAを考慮しないとする取扱いも認められていたが、同実務指針から時価算定に関する記載が広範にわたり削除された。また、ASBJの公開草案では本件について明確な記載はない。会計基準または実務指針において、従来の取扱いと同様に、「重要性があると認められる場合を除いて考慮しないことができる」旨を明記していただきたい。</p>	<p>・CVA・DVAを算出するには、事務フローの確立やシステム対応などで多大な実務負担を要し、たとえ当協会の要望どおり適用時期が1年程度後ろ倒しされたとしても対応することは困難であるため。</p> <p>・加えて、CCPへの清算集中が進む中で、CVA・DVAを考慮する取引は、各行にとって「重要性があると認められる」取引に該当する可能性が低いため。</p>

以上